

公益認定等委員会だより

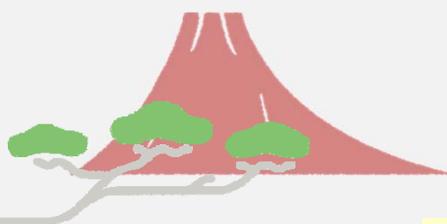
第60号 平成29年1月20日発行



内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



明けましておめでとうございます。

本年も、皆様が公益活動において掲げる思いを受け止め、迅速な審査を進めるとともに、公益法人の活動の積極的な情報発信に努めてまいります。

今月は中国・四国ブロック及び近畿ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。(関連記事4～5ページ)

地域を活かす科学技術政策研修会の様子



地域の特性を活かす施策展開へ向けてのパンフレットの発行



公益法人の活動紹介
■公益財団法人
全日本地域研究交流協会

目次

一般の皆様

- P.2委員長より新年の御挨拶
- P.3法人の活動紹介
公益財団法人 全日本地域研究交流協会
- P.4委員の法人訪問記④
公益財団法人 愛媛県文化振興財団
- P.5委員の法人訪問記⑤
公益財団法人 大阪日本民芸館

法人の皆様

- P.6申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせいたします。)

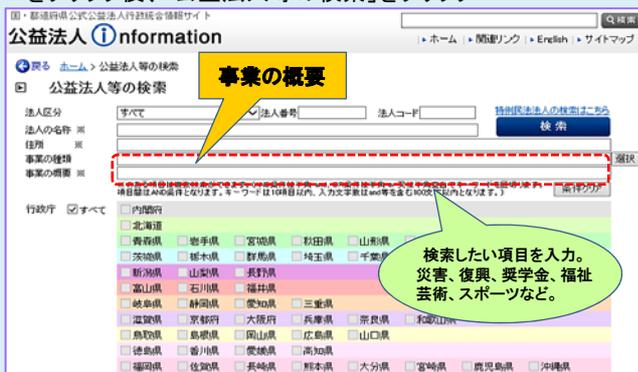


ホームページで **公益法人の検索** ができます

寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



12月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		社 団	税額控除法人数	
内閣府	社 団	797	119	783
	財 団	1,616	319	893
都道府県	社 団	3,356	108	4,582
	財 団	3,701	427	3,028
合 計		9,470	973	9,286

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年12月31日現在)



新年の御挨拶



内閣府公益認定等委員会委員長
山下 徹

明けましておめでとうございます。

はじめに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に、心より敬意を表します。また、寄附や活動への参加などを通じて公益法人を暖かく御支援くださっている国民の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

現行の公益法人制度は、実施後、満8年を迎えました。目下、旧制度時代から引き続き活躍している公益法人が多くあり、また、一般法人を設立し新しく公益法人となった法人も着実に増え、平成27年度の事業報告でみると、全国で約9,400の公益法人が約5.3兆円規模の公益目的事業を行っています。

この5.3兆円という規模は、平成28年度第2次補正予算における一般会計の歳出規模約4.1兆円と比較しても大きなものであり、公益法人が、民の立場にあって公益のためにいかに重要な役割を果たしているか、御理解いただけるのではないかと思います。

こうした公益法人の活動については、私が座長を務めた「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」の提言（平成28年5月）においても、栄典授与において重視していくべき分野とされ、これを受けて平成28年9月には、「栄典授与の中期重点方針」が閣議了解されました。今後、各地で尽力されている公益法人に一層光があたり、積極的に評価されることで、その活動がますます活発化することを期待しています。

また、平成29年度税制改正大綱においては、公益法人に対し現物寄附を行った場合のみなし譲渡所得税の非課税特例措置に係る手続について、一部簡素化することが盛り込まれました。このように、公益法人の活動を支えるための仕組みも広がってきています。

一方、去年は、誠に残念ではありますが、現行制度下で初めて、公益認定等委員会から内閣府に対し、公益認定の取消しの勧告を行うに至り、その後、公益認定が取消されました。公益法人は、税制優遇措置や寄附をはじめ、国民の信頼と支援を受けて存在する法人です。今後とも引き続き、「自律」と「自立」を重視し、適正な運営をお願いしたいと思います。

私たち公益認定等委員会は、真摯かつ実直に活動する公益法人を応援し、誠心誠意、国民の皆様のために、法人の審査・監督に努めてまいります。

本年も、全国各地の公益法人の活動に篤い御声援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県合議制機関の活動に対し、御理解・御支援を賜れば幸いです。

本年が、皆様にとって佳き年となりますよう、心より祈念いたします。

平成29年1月1日



1. 設立

公益財団法人全日本地域研究交流協会（前財団法人全日本地域研究交流協会）は、地域において産業の芽となる科学技術を振興する際に、地域間の交流の促進が重要と認識され、平成4年に全国14の道府県のご出損によって、文部科学省認可の財団法人として設立されました。平成25年4月からは内閣府所管の公益財団法人に移行しました。

3. 事業 定款では、上記の目的を達成するために、次の事業を本邦及び海外において行うこととしています。

- (1)地域の科学・技術、産業振興のための調査研究事業 (2)地域の科学・技術、産業振興のための研修会・研究会事業 (3)その他、本法人の公益目的を達成するために必要な各種事業

2. 目的

全国各地域において、科学・技術を駆動力とした地域の産業振興に関わる調査研究を行うと共に、研修会・研究会等を通じて総合的な地域力の向上と、地域の産業振興に関連する情報の収集発信等の充実強化を図り、もって創造性豊かで持続的に発展する地域社会の公益増進の実現に寄与することを目的としています。

主な活動内容

(1) 地方創生戦略の加速に向けた調査研究（自主事業）

まち・ひと・しごと創生に向けて先進的に活動している地域の基礎自治体等を訪ね、過去から現在までの特長ある活動を調査しロードマップとして纏め、また、将来に向けた未来シナリオを検討する為の手段として活用できる「教訓」を抽出整理しています。これまで訪問調査した主要な地域は以下のとおりです。

地域名	活動内容
北海道標津町	“水産業と畜産業の両立する町をめざして”への挑戦
島根県海士町	“地場産業の高度化” (岩牡蠣養殖、サザエカレー、イカのCAS冷凍)
島根県邑南町	“子育て女性にとって優しいまちづくり”活動
徳島県上勝町	“株式会社いどりの葉っぱビジネス”活動
高知県馬路村	“村全体を売り出すJAのゆずビジネス展開”

(3) 世界をめざす地域企業研究会（自主事業）

地域を活かす科学技術政策研修会で抽出された要望を踏まえ、地域にある中小企業がグローバル展開を目指すにあたって、“欧州各国における中小企業のイノベーション支援制度”についての駐日代表部や専門家からの講演及び現地調査を介して、地域において産業の活性化政策を立案する行政関係者・大学関係者・民間企業などを対象に、諸外国の関連する情報の提供などを行っています。

- 独国バイエルン州における“地域のクラスター制度”
- 独国バーデン＝ヴュルテンベルク州のシュタインバイス財団の中小企業支援活動
- オランダ・独国バイエルン州・英国における“バウチャー制度”
- オランダの農業技術の進展
- スイスにおける中小企業の支援策の特徴



(4) 地域における科学技術振興に関する担当者名簿や地域の施策情報の提供（自主事業）

科学技術・産業振興に関する担当者名簿や地域の科学技術振興施策に関する情報を冊子に取纏め、関係機関に配布して広域連携の強化を図っています。

(2) 地域を活かす科学技術政策研修会（自主事業）

全国の都道府県・政令指定都市・基礎自治体の科学技術振興・産業振興部門の行政担当者、財団や第3セクターの担当者、公設試験研究機関の担当者、及び地域の大学の産学連携に関わる担当者等を対象に、100～150人規模での研修を毎年1回実施しています。今年で24回目を迎えます。

【研修内容】

- 内閣府の地方創生戦略（まち・ひと・しごと戦略等）の推進
- 文部科学省・経済産業省・農林水産省の次年度の地域に関連する諸施策
- 国立研究開発法人科学技術振興機構の次年度の事業制度
- 地域の科学技術・産業振興や地方創生の推進状況（現地視察含む）
- 大学の地域貢献について



地域を活かす科学技術政策研修会の様子



地域における科学技術振興施策パンフレット

(5) 国や国立研究開発法人等からの受託事業の展開

当協会の業務目的と合致する国等の公募事業については、積極的に受託し、そこで得られた知見を地域にとって役立つ情報として、守秘義務の範囲で関係機関へ提供しています。

【受託調査研究】

- 米国・欧州・アジアの技術移転機関の活動調査
- 地域イノベーション創出のための公設試験研究機関の役割等に関する調査
- 地域事業の役割とその果たしてきた成果の総合的調査
- 産学官連携プロジェクトの事業化促進を図るための管理手法に関する調査
- 大学等における産学官連携活動事例に関する調査

【受託研修事業】

- 技術移転に係わる目利き人材育成研修
- NEDOフェローの研修
- 農林水産分野のコーディネーター研修 など



委員の法人訪問記④



公益財団法人 愛媛県文化振興財団

中国・四国ブロックでは、これまで各々で公益法人担当ブロック会議を開催していましたが、本年より両ブロックの合同開催となりました。11月14日に愛媛県で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（中国・四国ブロック）に際し、翌15日に、公益認定等委員会の小森委員長代理及び小林委員が「公益財団法人愛媛県文化振興財団」を訪問しましたので、その様子を紹介します。



今回の訪問では、中村常務理事兼事務局長、梅岡施設管理部長、永井シニアマネージャーに対応いただきました。

まず、愛媛県文化振興財団が指定管理者として運営している施設：愛媛県県民文化会館（ひめぎんホール）の設備等について、梅岡施設管理部長からご説明をいただきながら見学しました。

設備としては、3千人収容可能なコンサートが開催可能なメインホールを中核として、東京に出向かなくても県民が歌舞伎、オペラ等を鑑賞できるサブホール、展示場のほか、より中・小規模の集会に最適な多目的室、会議室などが、県民の多様なニーズに応えるための設備として活用されているとのことでした。



愛媛県県民文化会館
（ひめぎんホール）

当日は、地域の子供達を対象とした体操教室が開催されており、地域密着型の施設として大いに活用されている様子が伺えました。



また、今後の予定として、今年度、開館30周年を迎えることを記念して、県民や各種文化団体の力を結集し、出演者・鑑賞者共に一体感と達成感を実感できるような、開館30周年記念事業を予定しているとの説明を受けました。

さらに、中長期的には指定管理者として全館の機能向上を含む更なる施設運営の高度化に携わっていきたいとの意向が示されました。



メインホール

施設見学の後、小森委員長代理、小林委員と愛媛県文化振興財団の方々との間で意見交換が行われ、当財団が指定管理者となるための民間企業との企画競争入札の受注に関する工夫や、資産運用の果実を公益目的事業に用いる際の手続等について、事例分析等を踏まえた様々な観点からの意見交換が行われました。



意見交換の様子

施設見学や意見交換にご対応いただいた愛媛県文化振興財団の方々に改めてお礼申し上げます。

公益財団法人 愛媛県文化振興財団

昭和55年当時、「地方の時代、文化の時代」という社会思想の要請を受け愛媛県民の文化活動の一助となることを目的としつつ、本来、何ものにも制約されず、自由であるべき文化の本質をあらゆることなく、さまざまな事業の開催を通して文化的な寄与がかなうよう、愛媛県、県内市町村、民間の寄付を募って、財団法人愛媛県文化振興財団が設立されました。

平成13年に財団法人愛媛県県民文化会館と統合した後、引き続き地域における文化振興の中核となるべく、平成24年に愛媛県から公益認定を得て公益財団法人愛媛県文化振興財団となりました。

日本の音楽界の第一線で活躍している演奏家による「クラシックコンサート事業」や県内在住の音楽家と協働して0歳時から参加できる「おながくdeあそぼ事業」などを通じて、県民や県内の文化振興に寄与しています。

法人公式ホームページ
<http://www.ecf.or.jp/>

活動内容

- (1)芸術文化事業
文化及び芸術の振興を目的とし、県民に優れた舞台芸術を鑑賞する場や活動をする場、学習する場を提供する事業。
- (2)芸術文化支援事業
文化及び芸術の振興を目的とし、県内で行っている芸術文化団体の活動に対する助成金の支給や共催による会場提供の支援事業。
- (3)文化振興事業
文化及び芸術の振興を目的とし、郷土に関する書籍を刊行し、また文化的な学習に対する意欲の高い人に対し専門性の高い講座を実施する事業。
- (4)施設管理事業
愛媛県県民文化会館の指定管理者として、文化芸術の振興及び社会貢献をするための事業を主催する事業への施設及び駐車場の貸与を行う事業。



委員の法人訪問記⑤

公益財団法人 大阪日本民芸館



平成28年11月24日に大阪府で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（近畿ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び恵委員が翌25日に「公益財団法人大阪日本民芸館」を訪問しましたので、その様子を紹介します。



今回の訪問では、安部常務理事、江川総務部長、小野学芸員及び松浦学芸員に対応いただき、法人の事業の概要や、運営上の課題や工夫されている点などについてお話を伺いました。また、小野学芸員、松浦学芸員に解説いただきながら民芸品の展示を拝見しました。

1970年に開催された日本万国博覧会の跡地は万博記念公園として整備されましたが、法人が運営する「大阪日本民芸館」はその文化ゾーンを構成する主要な施設となっています。敷地面積は3,070㎡で展示室が4つあるほか、中庭では壺、甕、鉢を屋外展示しています。



公益財団法人 大阪日本民芸館

民芸の保存、普及並びに発達に関する事業を行い、民芸運動を通じた地域文化を振興することを目的として、昭和46年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行しました。法人が運営する「大阪日本民芸館」は日本万国博覧会のパビリオンとして建設され、現在も当時の姿を留めたまま展示を行っております。

法人公式ホームページ
<http://www.mingeikan-osaka.or.jp/>



棟方志功作
「大世界の柵」

春と秋には特別展を行っており、訪問時には秋季特別展「河井寛次郎」が開催されていました。

年間入館者数は7,500人（無料ゾーンを含めると2万人）程度であり、年齢的には中高年の方が多いですが、民芸ブームもあり、若い世代にも熱心なファンがいるとのことでした。

また、家族連れや団体は万博記念公園に遊びに来て立ち寄るケースが多いものの、単身や少人数グループは初めから当館目当ての来館が増えているそうです。

「民藝」は「民衆的工芸」を意味する柳宗悦（1889-1961）らによる造語ですが、彼が提唱した「民藝運動」＝暮らしの美をテーマに、濱田庄司、河井寛次郎、武内晴二郎らによる陶磁器や芹沢銈介らの染織品、木漆工品、編組品など、国内外の民芸品の収集・展示を行っています。また、棟方志功の大作「大世界の柵」や、古伊万里のそば猪口も展示されています。



意見交換の様子



法人運営に関する意見交換では一

- ①最近の低金利による基本財産等の運用収入の減少にどのように対応していくか
 - ②いかに入館者を増やして民芸の魅力を広く伝えていくか
- といった点が話題となりました。

当法人は元々、民藝運動に理解のある在阪の企業14社が出捐して設立されました。現在は18社が法人賛助会員となっていますが、運用収入の低下に伴い、数回に亘って追加の寄附を受けており、今後の将来像を示して抜本的な対策を講じる必要があるとのことでした。

また、展示については、「物そのものを、じかに見てほしい」という「民藝」の提唱者である柳宗悦の考えのもと、展示品ごとの解説文を多くしない方針が、逆に「不親切」と誤解されることがあるとのことでした。

解説を補うものとして、学芸員によるギャラリートークや外部の講師によるセミナーを随時行っているほか、制作工程等の映像の放映、特別展に合わせた記念講演会やワークショップでの創作体験活動の開催、5月のバラの季節に合わせた、作家による民芸品の展示即売会や陶芸家の器で楽しむ茶話会の実施等、魅力を高める様々な試みをされています。

意見交換の中で、お金だけでなく、発想や技術といった時代に応じた多様で新しい形の寄附も必要かもしれないと感じました。

施設見学や意見交換に御対応いただいた公益財団法人大阪日本民芸館の方々に改めて御礼申し上げます。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9557
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分



■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。

○1月の予定（締切りました）

- ①東京都千代田区で開催
日時：1月19日（木）13:00～16:50
場所：エッサム神田ホール1号館 3階5階
- ②香川県高松市で開催
日時：1月25日（水）13:00～16:50
場所：高松テルサ3階

○2月の予定（1月20日時点）

- ①東京都千代田区で開催
日時：2月3日（金）13:00～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル6階

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

締切
1月25日（水）17時

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586
FAX 03-5403-0231



※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。 ※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様幅広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ
<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
内閣府からのお知らせ
平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内
<公益法人の方は是非投稿ください> をクリック



■次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。